健活おおさか推進府民会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、健活おおさか推進府民会議(以下「健活会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 健活会議は、大阪府健康づくり推進条例第17条に基づき、府民の健康寿命の延伸及び市町村間における健康格差の縮小の実現に向けて、府、市町村、事業者、保健医療関係者、医療保険者及び健康づくり関係機関等(以下「団体等」という。)が連携し、及び協働することにより社会全体で府民の健康づくりを支え、健康づくりの気運の醸成を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 健活会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 一 府民の主体的な健康づくりを推進するための重点的な活動方針の決定及び実践に関する こと
 - 二 府民の主体的な健康づくり活動の支援及び健康づくりの気運醸成に関すること
 - 三 団体等間の情報交換、連携及び協働の促進に関すること
 - 四 大阪府健康づくり推進条例、大阪府健康増進計画、大阪府食育推進計画及び大阪府歯科口 腔保健計画の進捗状況の把握に関すること
 - 五 その他健康づくりの推進に関すること

(会員)

- 第4条 第2条に掲げる目的の達成に向け、府民の健康づくり活動の支援に取り組む市町村、事業者、保健医療関係者、医療保険者及び健康づくり関係機関等は会員になることができる。
- 2 健活会議への参画を希望する団体等は、次の各号に定める入会届出書に必要事項を記入のう え、事務局へ提出しなければならない。ただし、健活会議自ら主催又は共催する催しにおいて用 いる規約に、別途様式を定めている場合はこの限りではない。
 - 一 市町村、保健医療関係者、医療保険者(様式第1-1号)
 - 二 事業者、健康づくり関係機関等(様式第1-2号)
- 3 会員は、入会届出書の内容に変更があった場合には、変更届出書(様式第2号)を速やかに 事務局へ提出しなければならない。
- 4 退会を希望する会員は、退会届出書(様式第3号)を事務局へ提出しなければならない。
- 5 会員である団体等が消滅した場合又は連絡がとれなくなった場合は、退会したものとみなす。

(実行委員会)

- 第5条 健活会議に実行委員会を置くこととする。
- 2 実行委員会は、第2条に掲げる事業に係る企画及び運営を行う。
- 3 会員は、自薦又は他薦により、実行委員会の承認を得て、実行委員になることができる。 なお、発足にあたっては、事務局において実行委員を承認することとする。

(オブザーバー)

- 第6条 健活会議にオブザーバーを置くことができる。
- 2 事務局長は、必要に応じてオブザーバーに出席を要請することができる。

(事務局)

- 第7条 健活会議及び実行委員会の事務を処理するため、事務局を大阪府健康医療部健康推進室 健康づくり課(大阪市中央区大手前2丁目)に置き、同課長職を事務局長とする。
- 2 事務局は、次の事務を行う。
 - 一 会員の入退会に関すること
 - 二 健活会議の収入及び支出に関すること
 - 三 健康づくりに関する情報提供に関すること
 - 四 後援名義の使用等に関すること
 - 五 その他健活会議及び実行委員会の運営に係る必要な事項に関すること

(経費)

第8条 健活会議の経費は、負担金、補助金、協賛金、寄付金、その他収入をもってあてる。

(会計年度)

第9条 健活会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監事)

- 第10条 健活会議の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置く。
- 2 監事は、実行委員会の中から選出され、監査する。

(除 名)

第 11 条 会員が、健活会議の名誉を傷つけ、又は第 2 条に掲げる目的に反する行為、その他公 序良俗に違反する行為を行った場合は、実行委員会の総意により除名を行うことができる。

(その他)

第 12 条 本規約に定めのない事項については、実行委員会の総意により決定し、会員へ報告することとする。

(附 則)

本規約は、令和元年7月1日から施行する。

本規約は、令和元年9月3日から施行する。

本規約は、令和2年9月1日から施行する。